

# 横芝光町学区外・区域外就学許可基準

平成26年8月1日  
平成29年8月1日改正  
平成30年2月20日改正

区 分	事 由	許可期間	備考(必要書類等)	
居住地	転居・転出した場合	学期途中で町内転居・町外転出したときは、転居・転出前に在学していた学校への就学を許可する。	原則、学期末まで。 卒業学年の場合は、年度末まで	
	転居・転入が予定されている場合	転居・転入が予定され、賃借契約書等により転居・転入することが確認できるときは、住所を異動するまでの間、転居・転入先の指定校への就学を許可する。	住所を異動するまでの間	転居転入予定届書 賃借契約書 建築確認書等
		部活動を主たる目的とした転入の場合、当町内に児童生徒と両親または主たる生計者が常時生活を共に(転入)する場合に就学を許可する。なお、学校または教育委員会は不定期に居住調査を行い、その際、生活の実態が認められないときは、虚偽の住民登録(住民基本台帳法違反)と判断し、就学の許可を取り消しまたは許可期間の変更(短縮)をする。	/	転居転入予定届書 賃借契約書 建築確認書等
身体的理由	身体的理由	身体上の理由から指定学校に通学することが、該当児童生徒の希望する学校に通学する場合に比し、本人及び保護者に著しい負担になることが客観的に推測されるときは、本人の希望する学校へ就学を許可する。	必要な期間	診断書等
	特別支援学級への入級	教育支援委員会において特別支援学級への入級と判断された児童生徒で、指定学級に特別支援学級が設置されていないときは、特別支援学級が設置されている学校への就学を許可する。	卒業学年の年度末まで	
家庭の事情	家庭事情	保護者の離婚及び死亡、災害等のために住所を異動する場合(転居・転出)で、新たな学校に転校することが当該児童生徒に著しい精神的負担等を強いることとなると認められるときは、現に在籍している学校への就学を許可する。	必要な期間	事情申出書
	安全上の理由	児童が下校後、常に保護者が不在の家庭で、当該児童の身に重大な危険が推測されるときは、必要な期間、祖父母宅、保護者の勤務先等の住所がある指定学校への就学を許可する。	必要な期間	就業証明書 祖父母等の監護承諾書
	住民票異動未了	特別な事情で居住地に当該児童生徒の住民登録ができないときは、関係機関との協議及び確認のうえ、本人の居住地がある指定学校への就学を許可する。	特別な事情が消滅する学期末まで	事情申出書
教育的配慮	兄弟姉妹関係	兄弟姉妹が指定学校変更を許可されているときは、兄弟姉妹が在籍している学校への就学を許可する。	兄弟姉妹が在籍している間	学齢簿確認作業
	転校状況	過去複数回の転校により、新たな転校が当該児童生徒に著しい精神的負担等を強いることになると認められるときは、現に在籍している学校への就学を許可する。	卒業学年の年度末まで	事情申出書
	いじめ	いじめにより心身の安全が脅かされているときは、当該理由が解消するまで、指定校の変更を許可する。	当該理由が解消するまでの間	校長意見書
	不登校	転校により不登校になっている状態からの改善が見込まれるときは、指定学校の変更を許可する。	卒業学年の年度末まで	校長意見書
		転校により不登校になることが十分予見できるときは、現に在籍している学校への就学を許可する。	卒業学年の年度末まで	校長意見書
	部活動	本来の指定校に希望する部活動がない場合	卒業学年の年度末まで	指定校に部活動がないことを確認できる書類
	町立義務教育諸学校以外への入学	就学時から卒業まで就学を許可する。	卒業学年の年度末まで	合格通知書等
その他	小学校において指定学校変更を許可されている児童が中学校へ入学するときは、理由が継続する期間、変更されている指定学校の児童が通常通学する中学校への入学を許可する。ただし、町外区域外就学は適用除外とする。	指定学校変更などの理由が解消するまでの間	前述の必要書類を準用	

注意：本基準適用時にすでに許可を受け在籍する児童生徒は、現許可期間中が適用除外とします。ただし、許可期間満了前であっても、登下校後などの児童生徒の安全を確認する観点から、必要書類を提出いただくことがあります。  
区域外就学にあつては、住所地の教育委員会との協議が調わない場合は、許可できません。